



環保第1605号
平成18年7月12日

コスモ石油株式会社
代表取締役 木村 驥一様

大阪府知事 齊藤 房江

コスモ石油(株)堺製油所高度化事業(仮称)に係る
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見
(申述)

平成18年3月13日付けで提出のあった標記方法書について、大阪府環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。
については、本意見を勘案し、より環境に配慮した事業計画となるようその具体化を図るとともに、適切に環境影響評価を実施するようお願いします。
なお、参考までに堺市長意見を送付します。

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課アセスメントグループ
TEL: 06-6944-0351(内線 3857)

1 全般的な事項

- (1) 本事業が計画されている臨海工業地帯は大気環境、水環境に係る大規模発生源が集中的に立地している地区であることなどから、最新技術の採用、船舶のアイドリングストップの実施、水の循環使用及び排水の高度処理の導入など、排出負荷の増加を最小限にとどめるよう、既存の施設等も含め、実行可能な範囲で最大限の対策を実施するとともに、その経緯を準備書に記載すること。
- (2) 工事排水の処理をはじめとする工事施工計画の具体化にあたっては、周辺環境への影響を実行可能な限り低減すること。また、協力会社の事務所等の解体に伴うアスベストに関しては、法令に基づき適切な飛散防止対策及びアスベスト含有廃棄物の処理・処分方法について検討し、具体的な内容を準備書に記載すること。

2 大気質

- (1) 予測に用いる排出量などの条件の設定にあたっては、施設の稼動が最大となる時期及び関連車両が走行する道路の勾配等を考慮し、適切に予測を行うこと。
- (2) 新設される煙突について、建物ダウンウォッシュ等による高濃度汚染の回避も含め、高さ及び配置等を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (3) 撥発性有機化合物（VOC）の排出量を可能な限り削減する対策を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (4) 高層気象調査の実施にあたっては、べき法則のパラメータや逆転層及び内部境界層の発生状況を的確に把握できるよう、気圧配置や地上気象の観測データなどをもとに、調査時の気象条件について代表性を確認すること。
- (5) ダウンウォッシュ及びフューミゲーション発生時の予測に当たっては、気象条件等のパラメータを適切に設定するなど、予測の不確実性に十分配慮すること。
- (6) 煙突や船舶をはじめ建設機械や関係車両など、各種の発生源の複合影響について必要に応じ予測を行うこと。

3 水質

- (1) 排水口の位置の検討に当たっては、環境影響をできる限り軽減する観点から慎重に行い、その経緯を準備書に記載すること。
- (2) 栈橋の新設に伴う水深の増加が溶存酸素に及ぼす影響について、評価項目として追加し、予測評価すること。

(3) 予測モデルについては、予測条件の設定等に十分留意し、現況再現性について検証すること。また、その結果を準備書に記載すること。

4 悪臭

(1) 悪臭物質の発生要因とこれに対する防止対策の具体的な内容を準備書に記載すること。

(2) 現地調査の実施に際しては、調査時の気象条件などを考慮して、調査日及び調査地点を適切に設定すること。

5 生態系

(1) 「堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」の遵守はもとより、工場全体として可能な限り緑地の創出に努めること。

(2) 海域生物について、「工事の実施：桟橋の設置に伴う水中工事（浚渫）」を環境影響要因に追加すること。

(3) 事業所敷地北境界に沿って緑地帯と水路が存在することから、この境界沿いを鳥類ラインセンサスルートに追加すること。

6 景観

(1) 事業計画の具体化に当たっては、煙突及び装置群等の適正な配色や「堺市緑の工場ガイドライン」を参考とした緑化による良好な景観形成に配慮すること。

7 廃棄物、発生土

(1) オイルサンドの利用にあたっては、油臭、油分の確認に万全を期し、環境影響が生じないよう適切に配慮すること。

(2) 桟橋の設置工事における浚渫を環境影響要因に追加し、浚渫土砂の発生量や処分方法を準備書に記載すること。

(3) 廃プラスチック類の種類に応じて、再利用や再生利用等について検討し、その結果を準備書に記載すること。

8 地球環境（温室効果ガス）

(1) 最新の技術を採用した機器及びシステムを導入するなど燃料使用量の削減対策及び輸送船舶からの排出抑制対策並びに新エネルギーへの取組も含めた可能な限りの対策を既存施設も含め検討し、その経緯を準備書に記載すること。